

かわさきし こ けんり かん じつたい いしきちようさ あんけーと
川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 (アンケート)

きょうりよく ねが
へのご協力のお願い

かわさきし こ けんり かん じつたい す
川崎市には、子どもが豊かな子ども時代を過ごせるようにつくった

かわさきし こ けんり かん するじょうれい じょうれい
「川崎市子どもの権利に関する条例」があります。この条例にもとづき

かわさきし こ かん とりく おこな
川崎市ではさまざまな子どもに関する取り組みを行っています。この取り組み
をより良くするために、アンケートをお願いしています。

あんけえと きょうりよく ねが こんぴゅーたー えら かわさき
アンケートへの協力をお願いするのは、コンピューターで選んだ川崎
しな い す さい さい にん かた さいいじょう
市内にお住まいの11歳から17歳までの2,400人の方、18歳以上
の1,000人の方です。

あんけえと けっか ほうこくしょ よてい めいわく
アンケート結果は報告書にまとめる予定ですが、あなたにご迷惑をお
かけしたりすることはありません。

こ とりく あんけえと きょうりよく ねが
子どもの取り組みを良くするために、アンケートにご協力をお願いしま
す。

へいせい ねん がつ
2011 (平成23) 年2月

かわさきししゅみん きょくちょう やま ざき しげる
川崎市市民・こども局長 山崎 茂

かわさきし こ けんりいいんかいいいんちょう の むら たけ し
川崎市子どもの権利委員会委員長 野村 武司

保 護 者 様

川崎市では「川崎市子どもの権利に関する条例」をつくり、子どもの権利の尊重と施策を通じてその保障に努めています。

本日お送りしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、「川崎市」と「川崎市子どもの権利委員会」が子どもの権利に関する基礎資料を作るために実施するものです。

川崎市子どもの権利委員会は「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて設置され、市長の求めに応じて、子どもに関する市の施策について子どもの権利保障の視点から調査・審議をしています。

今回調査をお願いしたのは、コンピュータにより無作為に抽出した本市にお住まいの11歳から17歳まで子ども2,400人と18歳以上の1,000人の方々です。

調査結果につきましては、報告書にまとめる予定ですが、無記名方式のため、御協力いただくお子様や保護者の方のお名前がわかったり、御迷惑をおかけしたりすることはございません。

お手数をおかけいたしますが、子どもの権利に関する実態・意識調査に御協力いただきますようお願い申し上げます。

2011（平成23）年2月

川崎市市民・こども局長 山 崎 茂

川崎市子どもの権利委員会委員長 野 村 武 司

かわさき し こ けんり かん じったい いしきちょうさ 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

こ さい さい よう
子ども（11歳～17歳）用

◆ ◆ ◆ アンケートにご協力をお願い ◆ ◆ ◆

- ◆ お送りしたご本人が教えてください。
- ◆ 質問に対して、あてはまるものに○(まる)をつけてください。
- ◆ 答えられる範囲でかまいません。
- ◆ 鉛筆かボールペンで書いてください。
- ◆ 返信用封筒には、切手をはる必要はありません。
- ◆ 2011(平成23)年3月8日までにポストに入れてください。

- この調査票の宛先は、川崎市にお住まいの方から、コンピューターが選んでいます。
- あなたが答えたことは他の人が知ることはありません。

■ このアンケートをご覧になった保護者の方へ ■

アンケートによって個人が特定されることはありません。また、お子様やご家族に迷惑がかかることもありません。お子様が思っていることや考えていることを自由に書くようお願いください。

【アンケートについてのお問合せ先】

川崎市市民・こども局 人権・男女共同参画室 子どもの権利担当

電話 044-200-2344

ファックス 044-200-3914

さいしょ
最初に「あなた自身のこと」についておききします

F-1 あなたの年齢をおしえてください。(2011(平成23)年2月1日での年齢を書いてください。)

- 1 11歳 2 12歳 3 13歳 4 14歳 5 15歳 6 16歳 7 17歳

F-2 あなたの性別をおしえてください。(答えたくない場合は、書く必要はありません。)

- 1 男 2 女

F-3 あなたは平日(月曜日から金曜日まで)おもに何をしていますか。

- 1 学校に行っている 2 学校以外のところですごしている 3 働いている

F-4 あなたの住んでいるところをおしえてください。

- 1 川崎区 2 幸区 3 中原区 4 高津区 5 宮前区 6 多摩区 7 麻生区

F-5 あなたは、今のところに住んでどのくらいになりますか。

- 1 1年未満 2 1～5年 3 6～10年 4 11年以上

I 2000(平成12)年12月につくられた「川崎市子どもの権利条例」についておききします。

Q1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 知っている 2 聞いたことがあるが内容はよくわからない 3 知らない ⇒Q2へ

Q1-2 川崎市子どもの権利条例をどのような方法で知りましたか。

(あてはまるものすべてに○)

- [1 学校の先生の話 2 施設の先生の話] ⇒Q1-3へ
3 学校で配布されたパンフレット 4 川崎市 5 ポスター 6 ちらし
7 新聞、テレビなど 8 その他(具体的に:) ⇒次のページ
Q2へ

Q1-3 先生の話のなかでどのようなことが印象に残りましたか。(あてはまるものすべてに○)

- [1 子どもの権利について 2 困ったときや苦しいときに相談する場所について] ⇒Q1-4へ
3 子どもの責任について 4 子どもの意見表明・参加について 5 いじめについて
6 体罰・虐待について 7 差別について 8 特にない ⇒Q2へ

Q1-4 授業や先生の話で印象に残っていることを自由に書いてください。

Q2 川崎市の子どもの権利条例を知ってもらうにはどのような方法で知らせたら良いとおもいますか。(あてはまるものすべてに○)

1 子どもの権利の授業	2 ポスター・ちらし・パンフレット	3 インターネットなどで宣伝
4 新聞やテレビで宣伝	5 子どもの権利の講演会や勉強会	
6 その他アイデア(具体的に:		

Q3 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1 かわさき子どもの権利の日	2 川崎市子ども会議	3 川崎市人権オンブズパーソン
4 川崎市子どもの権利委員会	5 子どもの権利に関する行動計画	6 一つも知らない

Ⅱ 『あなたの生活』についておききます。(あてはまるもの1つに○)

Q4 あなたは、おとな(親、保護者、先生など)からたたかれたり、なぐられたりしていますか。

1 ある	2 ときどきある	3 あまりない	4 ない
------	----------	---------	------

Q5 あなたは、おとな(親、保護者、先生など)から心を傷つけられる言葉をいわれますか。

1 ある	2 ときどきある	3 あまりない	4 ない
------	----------	---------	------

Q6 あなたは、おとな(親、保護者、先生など)から性的にいやなことをされることがありますか。

1 ある	2 ときどきある	3 あまりない	4 ない
------	----------	---------	------

Q7 あなたは、他の子どもからいじめられることがありますか。

1 ある	2 ときどきある	3 あまりない	4 ない
------	----------	---------	------

Q8 あなたには、^{あんしん}安心して自分の^{じぶん}気持ちや^{きも}悩みを^{なや}話せるおとなが^{はな}少なくとも^{すく}一人は^{ひとり}いますか。

1 いる

2 いない

Q9 あなたは、^{つぎ}次^{なか}の中で^{つか}疲れること、^{ふあん}不安に^{おも}思うことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1 ^{がっこう}学校の^{べんきょう}勉強・^{しゅくだい}宿題

2 ^{がっこう}学校の^{きそく}規則

3 ^{くらぶ}クラブ活動・^{ぶかつどう}部活動

4 ^{じどうかい}児童会・^{せいとかいかつどう}生徒会活動

5 ^{じゅく}塾の^{べんきょう}勉強・^{しゅくだい}宿題

6 ^{おけいこ}おけいこ・^{なら}習いごと

7 ^す住んでいる^{ちいき}地域の^{すぽー}スポーツ活動

8 ^{じゅけん}受験・^{しんろ}進路

9 ^{おや}親のこと

10 ^{きょうだい}兄弟姉妹のこと

11 ^{そふぼ}祖父母のこと

12 ^{せんせい}先生のこと

13 ^{とも}友だちや^{せんぱい}先輩のこと

14 ^たその他(具体的に:

)

15 ^{つか}疲れること、^{ふあん}不安なことはない

Ⅲ 『^{そうだん}相談するところ』についておききます。(あてはまるものすべてに○)

Q10 次のような^{かわさき}川崎市の^こ子どもの^{そうだん}相談を^う受けてくれるところを知っていますか。

1 ^{かわさき}川崎市^{そうごうきょういく}総合教育センター

2 ^{きょういく}教育相談室

3 ^{いんたーねっ}インターネット^{もんだい}問題相談窓口

4 ^{すくー}スクール^{かうん}カウンセラー・^{こころ}心の^{かけはし}かけはし^{そうだんいん}相談員

5 ^{やまびこ}やまびこ^{そうだん}相談

6 ^{じどう}児童^{そうだんじょ}相談所

7 ^{じどう}児童・^{せいしゅう}青少年^{でんわ}電話相談

8 ^{いじめ}いじめ^{そうだんだい}相談ダイヤル

9 ^{かわさき}川崎市^{じどうぎやたいぼう}児童虐待防止センター

10 ^{かわさき}かわさき^{いのち}いのちの^{でんわ}電話

11 ^{くやくしよ}区役所^{しえんしつ}こども支援室

12 ^{じんけん}人権^{おんぶず}オンブズパーソン

13 ^{かわさき}かわさき^{ちやいる}チャイルドライン

14 ^こ子ども^{じんけんひやくとうばん}の人権110番

15 ^{よこはま}横浜^{ちほう}地方^{ほうむきょく}方法務局^{そうだんまどぐち}相談窓口

16 ^{よこはま}横浜^{べんごしかいこ}弁護士会^{じんけん}子どもの^{そうだん}人権相談

17 ^し知っているものはない

Q11 ^{こま}困ったり^{なや}悩んだりしたとき、どこに?だれに? ^{そうだん}相談しますか。

【どこに】

1 ^{かわさき}川崎市^{そうごうきょういく}総合教育センター

2 ^{きょういく}教育相談室

3 ^{いんたーねっ}インターネット^{もんだい}問題相談窓口

4 ^{やまびこ}やまびこ^{そうだん}相談

5 ^{じどう}児童^{そうだんじょ}相談所

6 ^{じどう}児童・^{せいしゅう}青少年^{でんわ}電話相談

7 ^{いじめ}いじめ^{そうだんだい}相談ダイヤル

8 ^{かわさき}川崎市^{じどうぎやたいぼう}児童虐待防止センター

9 ^{かわさき}かわさき^{いのち}いのちの^{でんわ}電話

10 ^{くやくしよ}区役所^{しえんしつ}こども支援室

11 ^{じんけん}人権^{おんぶず}オンブズパーソン

12 ^{かわさき}かわさき^{ちやいる}チャイルドライン

13 ^こ子ども^{じんけんひやくとうばん}の人権110番

14 ^{よこはま}横浜^{ちほう}地方^{ほうむきょく}方法務局^{そうだんまどぐち}相談窓口

15 ^{よこはま}横浜^{べんごしかいこ}弁護士会^{じんけん}子どもの^{そうだん}人権相談

16 ^たその他(具体的に:

)

17 ^{どこ}どこにも^{そうだん}相談しない

【だれに】

- | | | |
|--|--|------------------------|
| 1 おや
親 | 2 きょうだいし まい
兄弟姉妹 | 3 そ ふ ぼ
祖父母 |
| 4 とも
友だち | 5 たんにん せんせい
担任の先生 | 6 ほけんしつ せんせい
保健室の先生 |
| 7 く ら ぶ ぶかつどう せんせい
クラブ・部活動の先生 | 8 ならい せんせい す ぼ ー つく ら ぶ かんどう こ ー ち
習いごとの先生、スポーツクラブの監督・コーチ | |
| 9 ひろば そうだんがつきゅう せんせい
ゆうゆう広場・相談学級の先生 | 10 すく ー る かうん せ ら ー こころ そうだんいん
スクールカウンセラー・心のかけはし相談員 | |
| 11 た ぐたいてき
その他（具体的に： | | ） |
| 12 そうだん
だれにも相談しない | | |

Ⅳ 『あなたの^{まわ}りのこと』についておききします。（あてはまるもの1つに○）

Q12 あなたは、^{がっこう}学校の^{ぎょうじ}行事や^{はな}話し^あ合いに^{さんか}参加していますか。

- 1 ^{さんか}参加している 2 ^{さんか}ときどき参加している 3 ^{さんか}あまり参加していない 4 ^{さんか}参加していない

Q13 ^{がっこう}学校の^{ぎょうじ}行事を^き決めるとき、^{せんせい}先生は、^こ子どもの^{いけん}意見を^き聞いていますか。

- 1 ^き聞いている 2 ^きときどき聞いている 3 ^きあまり聞いている 4 ^き聞いてない

Q14 ^{がっこう}学校にはあなたの^{はなし}話を^き聞いて、あなたのことをよくわかってくれる^{せんせい}先生がいますか。

- 1 いる 2 いない

Q15 あなたは、^{がっこう}学校に何でも^{はな}話せる^{ともだち}友達がいますか。

- 1 いる 2 いない

Q16 あなたは、^{がっこう}学校の^{べんきょう}勉強がよくわかりますか。

- 1 わかる 2 だいたいわかる 3 あまりわからない 4 わからない

Q17 あなたは、^{がっこう}学校で^{やす}休み時間や^{ほうかご}放課後、^{あんしん}安心して^す好きなようにすごせますか。

- 1 すごせる 2 ^すときどきすごせる 3 ^すあまりすごせない 4 ^すすごせない

Q18 あなたは、^{ちいき}地域の^{ぎょうじ}行事や^{はな}話し^あ合い（例えば、^た子ども会、^こ子ども^{かい}会議など）に^{さんか}参加することがあります。

- 1 ある 2 ^{さんか}ときどきある 3 ^{さんか}あまりない 4 ^{さんか}ない

Q19 地域の行事などを決めるとき、おとなは、あなたの意見を聞いていますか。

- 1 聞いている 2 ときどき聞いている 3 あまり聞いていない 4 聞いてない

Q20 地域（学校外あるいは施設外）に、一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。

- 1 いる 2 いない

Q21 地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。

- 1 ある 2 ない

Q22 あなたは、家で話を聞いてもらえますか。

- 1 聞いてもらえる 2 ときどき聞いてもらえる 3 あまり聞いてもらえない 4 聞いてもらえない

Q23 家で何かを決めるとき、おとなは子どもの意見を聞いていますか。

- 1 聞いている 2 ときどき聞いている 3 あまり聞いていない 4 聞いてない

Q24 あなたには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分にありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q25 あなたにとってホッとできる場所はどこですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | | |
|--------------------------|---------------------------|-----------|
| 1 自分の部屋 | 2 家族といっしょに過ごす部屋 | 3 学校 |
| 4 クラブ活動の場所 | 5 友だちの家 | 6 祖父母の家 |
| 7 こども文化センター | 8 わくわくプラザ | 9 図書館、市民館 |
| 10 公園 | 11 コンビニエンスストア | 12 仕事場 |
| 13 塾や習いごとの教室、
スポーツクラブ | 14 ゲームセンター、カラオケボックス、マンガ喫茶 | |
| 15 その他（具体的に： | | ） |
| 16 特にない | | |

Q26 あなたは、男女の違いで、悩んだりいやな思いをすることがありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q27 あなたは、生活^{せいかつ}のなかで文化・国籍^{ぶんか こくせき}等のちがい、障害^{しょうがい}のあるなしにかかわらず、子どもは大切に^{たいせつ}されていると思いますか。

- 1 そう思う^{おも} 2 ときどきそう思う^{おも} 3 あまりそう思わない^{おも} 4 そう思わない^{おも}

V 『あなたの思い^{おも}』についておききます。(あてはまるもの1つに○)

Q28 あなたは、自分^{じぶん}が好き^すですか。

- 1 好き^す 2 だいたい好き^す 3 あまり好きではない^す 4 好きではない^す

Q29 あなたは、自分^{じぶん}は何^{なに}をやってもだめだ^{おも}と思いますか。

- 1 そう思う^{おも} 2 だいたいそう思う^{おも} 3 あまりそう思わない^{おも} 4 そう思わない^{おも}

Q30 あなたは、自分^{じぶん}は親^{おや}や周り^{まわ}のおとなから大切に^{たいせつ}されていると感じ^{かん}じますか。

- 1 そう思う^{おも} 2 だいたいそう思う^{おも} 3 あまりそう思わない^{おも} 4 そう思わない^{おも}

Q31 あなたは、自分^{じぶん}は友だち^{とも}から大切に^{たいせつ}されていると感じ^{かん}じますか。

- 1 そう思う^{おも} 2 だいたいそう思う^{おも} 3 あまりそう思わない^{おも} 4 そう思わない^{おも}

Q32 あなたは、毎日^{まいにち}が楽しい^{たの}ですか。

- 1 楽しい^{たの} 2 だいたい楽しい^{たの} 3 あまり楽しくない^{たの} 4 楽しくない^{たの}

Q33 次の子ども^{つぎ こ}の権利^{けんり}のなかで、自分^{じぶん}にとってもっとも大切^{たいせつ}だと思うもの^{おも}は何^{なん}ですか。

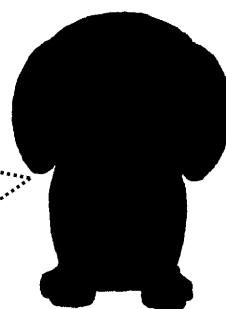
(あてはまるもの2つに○)

- | | |
|--|---|
| 1 安心 ^{あんしん} して生きる権利 ^{けんり} | いのちが大切 ^{たいせつ} にされ、いじめられたりしないで、安心 ^{あんしん} して生活 ^{せいかつ} できる |
| 2 ありのままの自分 ^{じぶん} でいる権利 ^{けんり} | ほかの人 ^{ひと} との違い ^{ちが} や個性 ^{こせい} が大切 ^{たいせつ} にされ、秘密 ^{ひみつ} が守 ^{まも} られる |
| 3 自分 ^{じぶん} を守 ^{まも} り、守 ^{まも} られる権利 ^{けんり} | こころ、からだ、きずを傷 ^{きず} つけられないように逃 ^に げ、助 ^{たす} けてもらうために相談 ^{そうだん} できる |
| 4 自分 ^{じぶん} を豊 ^{ゆた} かにし、力 ^{ちから} づけられる権利 ^{けんり} | あそび、まな、かっとうなど遊 ^{あそ} んだり学 ^{まな} んだり活 ^{かっとう} 動 ^{どう} したりすることができる |
| 5 自分 ^{じぶん} で決 ^き める権利 ^{けんり} | 自分 ^{じぶん} のことを自分 ^{じぶん} で決 ^き めたり、決 ^き めるときにおとなに助 ^{たす} けてもらえる |
| 6 参加 ^{さんか} する権利 ^{けんり} | 自分 ^{じぶん} の意見 ^{いけん} を言 ^い ったり、社会 ^{しゃかい} で活 ^{かっとう} 動 ^{どう} したりできる |
| 7 個別 ^{こべつ} の必要 ^{ひつよう} に応 ^{おう} じて支援 ^{しえん} を受 ^う ける権利 ^{けんり} | 国 ^{くに} のちがいや障 ^{しょう} がいなどで差別 ^{さべつ} されず支 ^{ささ} えられる |

さいごに

子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切
だと思いますか。何でも自由に書いて下さい。

おつかれさまでした。
ご協力ありがとうございました



川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査への御協力をお願い

川崎市では「川崎市子どもの権利に関する条例」をつくり、子どもの権利の尊重と施策を通じてその保障に努めています。

本日お送りしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、「川崎市」と「川崎市子どもの権利委員会」が子どもの権利に関する基礎資料を作るために実施するものです。

川崎市子どもの権利委員会は「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて設置され、市長等の求めに応じて、子どもに関する市の施策について子どもの権利保障の視点から調査・審議をしています。

今回調査をお願いしたのは、コンピュータにより無作為に抽出した本市にお住まいの11歳から17歳まで子ども2,400人と18歳以上の1,000人の方々です。

調査結果につきましては、報告書にまとめる予定ですが、無記名方式のため、御協力いただくお子様や保護者の方のお名前がわかったり、御迷惑をおかけしたりすることはございません。

お手数をおかけいたしますが、子どもの権利に関する実態・意識調査に御協力いただきますようお願い申し上げます。

2011（平成23）年2月

川崎市市民・こども局長 山 崎 茂

川崎市子どもの権利委員会委員長 野 村 武 司

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査票

おとな一般用

◆◆◆アンケートにご協力のお願い◆◆◆

- ◆ お送りしたご本人が答えてください。
- ◆ 質問に対して、あてはまるものに○(まる)をつけてください。
- ◆ 答えられる範囲でかまいません。
- ◆ 鉛筆かボールペンで書いてください。
- ◆ 返信用封筒には、切手をはる必要はありません。
- ◆ **2011(平成23)年3月8日までに**ポストに入れてください。

「子ども」について

- * 川崎市子どもの権利条例での「子ども」は、**18歳未満**としています。

質問への答え方・考え方について

- * 同居する家族に子どもがいる方は、その子どものことについてお答えください。
- * 同居する家族に小学生以上の子どもがいない方は、比較的身近に接する子ども(近所の子どもや親戚の子ども)のことについて、可能な範囲でお答えください。
- * 上のいずれにも当てはまらない方は、子ども一般についてのあなた御自身のお考えをお答えください。

- この調査票は、川崎市にお住まいの方から、コンピューターが選んでいます。
- あなたが答えたことは他の人が知ることはありません。

【アンケートについてのお問合せ先】

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室子どもの権利担当

電 話 044-200-2344

ファックス 044-200-3914

「あなた自身のこと」についておききします（この回答で書いた人がわかることはありません。）

F-1 あなたの年齢をおしえてください。（2011（平成23）年2月1日での年齢を書いてください。）

- | | | | |
|--------|--------|--------|---------|
| 1 10歳代 | 2 20歳代 | 3 30歳代 | 4 40歳代 |
| 5 50歳代 | 6 60歳代 | 7 70歳代 | 8 80歳以上 |

F-2 あなたの性別をおしえてください。（答えたくない場合は、記入しなくてもかまいません。）

- | | |
|-----|-----|
| 1 男 | 2 女 |
|-----|-----|

F-3 あなたにはお子さまはいらっしゃいますか。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 18歳未満（2月1日現在）の子どもがいる | 2 18歳以上（2月1日現在）の子どもがいる |
| 3 子どもはいない | |

F-4 あなたの住んでいるところをおしえてください。

- | | | | | | | |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 川崎区 | 2 幸区 | 3 中原区 | 4 高津区 | 5 宮前区 | 6 多摩区 | 7 麻生区 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|

F-5 あなたは、今のところに住んでどのくらいになりますか。

- | | | | |
|------------|--------|---------|---------|
| 1 1年経っていない | 2 1～5年 | 3 6～10年 | 4 11年以上 |
|------------|--------|---------|---------|

I 2000（平成12）年12月につくられた『**川崎市子どもの権利条例**』についておききします。

Q1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|---------|-----------------------|-------------------|
| 1 知っている | 2 聞いたことがあるが内容はよくわからない | 3 知らない ⇒ 次のページQ2へ |
|---------|-----------------------|-------------------|

Q1-2 川崎市子どもの権利条例をどのような方法で知りましたか。（あてはまるものすべてに○）

- | | | |
|-------------|-------------|------------------|
| 1 学校の先生の話 | 2 施設の先生の話 | 3 学校で配布されたパンフレット |
| 4 川崎市ホームページ | 5 ポスター | 6 ちらし |
| 7 新聞、テレビなど | 8 その他（具体的に： | ） |

Q1-3 条例のなかで、どのようなことが印象に残りましたか。（あてはまるものすべてに○）

- | | | |
|--------------------------|-------------------|--------------|
| 1 子どもの権利について | 2 子どもの意見表明・参加について | 3 子どもの責任について |
| 4 体罰・虐待について | 5 いじめについて | 6 差別について |
| 7 困ったときや苦しいときに相談する場所について | 8 特にない | |

Q2 川崎市子どもの権利条例をより多くの人に知ってもらうには、どのような方法で知らせたら良いと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|-----------------|-------------------|----------------|
| 1 子どもの権利の授業 | 2 ポスター・ちらし・パンフレット | 3 インターネットなどで宣伝 |
| 4 新聞やテレビで宣伝 | 5 子どもの権利の講演会や勉強会 | |
| 6 その他アイデア(具体的に: | |) |

Q3 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|----------------|------------------|-----------------|
| 1 かわさき子どもの権利の日 | 2 川崎市子ども会議 | 3 川崎市人権オンブズパーソン |
| 4 川崎市子どもの権利委員会 | 5 子どもの権利に関する行動計画 | 6 一つも知らない |

Ⅱ 『あなたや子ども(おおむね小学生以上の子どもを想定)の生活』についておききます。
(あてはまるもの1つに○)

Q4 あなたは、子どもが学校で先生からたたかれたり、なぐられたりしたことを最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q5 あなたは、子どもが学校で先生から心を傷つけられる言葉をいわれたことを最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q6 あなたは、子どもが学校で先生から性的にいやなことをされたり、させられたりしたことを最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q7 あなたは、子どものいじめに最近気づいたことがありますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q8 あなたは、子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが、少なくとも一人はいると思いますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q9 あなたは、子どもをたたくことがありますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q10 あなたは、子どもの心を傷つける言葉を言ったことがありますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q11 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q12 あなたは、子どもの頃、おとな（親・保護者、先生など）からたたかれたりなぐられたりしたことがありますか。

- | | | | |
|-------|-----------|-----------|--------|
| 1 あった | 2 ときどきあった | 3 あまりなかった | 4 なかった |
|-------|-----------|-----------|--------|

Q13 あなたは、子どもの頃、おとな（親・保護者、先生など）から心を傷つけられる言葉をいわれたことがありますか。

- | | | | |
|-------|-----------|-----------|--------|
| 1 あった | 2 ときどきあった | 3 あまりなかった | 4 なかった |
|-------|-----------|-----------|--------|

Q14 あなたは、子どもの頃、おとな（親・保護者、先生など）に放っておかれたことがありますか。

- | | | | |
|-------|-----------|-----------|--------|
| 1 あった | 2 ときどきあった | 3 あまりなかった | 4 なかった |
|-------|-----------|-----------|--------|

Q15 あなたは次の中で疲れること、不安に思うことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | | |
|---------------------|-------------------------|-----------------------|
| 1 子どもとのコミュニケーション | 2 子どもへのしつけ | 3 子どもの進路・将来 |
| 4 子どもとの友人関係 | 5 子どもへのいじめ | 6 子どもの不登校・ひきこもり・中退 |
| 7 子どもへの非行・暴力 | 8 家事 | 9 家計 |
| 10 介護 | 11 夫や妻（あるいはそれに準ずる人）との関係 | 12 いわゆる「舅・姑」「婿・嫁」との関係 |
| 13 自分の親との関係 | 14 同居家族（子ども以外）からの暴力 | 15 近所づきあい |
| 16 町内会の活動 | 17 自分（配偶者）の仕事 | 18 自分の体調 |
| 19 その他（具体的に： | | ） |
| 20 疲れること、不安に思うことはない | | |

Ⅲ 『相談するところ』についてお聞きします。

Q16 川崎市には次のような子どもの相談を受けてくれるところがありますが、知っているものは何ですか。(知っているものすべてに○)

- | | | |
|------------------------|-------------------|-----------------|
| 1 川崎市総合教育センター | 2 教育相談室 | 3 インターネット問題相談窓口 |
| 4 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員 | | 5 やまびこ相談 |
| 6 児童相談所 | 7 児童・青少年電話相談 | 8 いじめ相談ダイヤル |
| 9 川崎市児童虐待防止センター | 10 かわさき いのちの電話 | 11 区役所こども支援室 |
| 12 人権オンブズパーソン | 13 かわさきチャイルドライン | 14 子どもの人権110番 |
| 15 横浜地方法務局相談窓口 | 16 横浜弁護士会子どもの人権相談 | |
| 17 知っているものはない | | |

Q17 あなたは、子どものことで困ったり悩んだりしたとき、どこに？だれに？相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)

【どこに】

- | | | |
|---------------|-----------------|-------------------|
| 1 川崎市総合教育センター | 2 教育相談室 | 3 インターネット問題相談 |
| 4 やまびこ相談 | 5 児童相談所 | 6 児童・青少年電話相談 |
| 7 いじめ相談ダイヤル | 8 川崎市児童虐待防止センター | 9 かわさき いのちの電話 |
| 10 区役所こども支援室 | 11 人権オンブズパーソン | 12 かわさきチャイルドライン |
| 13 子どもの人権110番 | 14 横浜地方法務局相談窓口 | 15 横浜弁護士会子どもの人権相談 |
| 16 その他(具体的に： | |) |
| 17 どこにも相談しない | | |

【だれに】

- | | | |
|------------------------|------------------|--------------|
| 1 自分の親、義理の親 | 2 兄弟姉妹 | 3 配偶者 |
| 4 友だち | 5 担任の先生 | 6 クラブ・部活動の先生 |
| 7 校長先生、教頭先生 | 8 ゆうゆう広場・相談学級の先生 | |
| 9 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員 | | |
| 10 その他(| |) |
| 11 だれにも相談しない | | |

Ⅳ 『あなたの周りのこと』についてお聞きします。(あてはまるもの1つに○)

Q18 あなたは、学校の行事や学校での話し合い(たとえば、PTA など)に参加していますか。

- | | | | |
|----------|--------------|--------------|-----------|
| 1 参加している | 2 ときどき参加している | 3 あまり参加していない | 4 参加していない |
|----------|--------------|--------------|-----------|

Q19 学校には、あなたの話を聞いてくれる先生がいますか。

1 いる 2 いない

Q20 あなたには、何でも話せる友達がいますか。

1 いる 2 いない

Q21 あなたは、地域の行事や話し合い（たとえば、町内会・自治会など）に参加していますか。

1 参加している 2 ときどき参加している 3 あまり参加していない 4 参加していない

Q22 あなたは、地域の行事などを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。

1 聞いている 2 ときどき聞いている 3 あまり聞いていない 4 聞いてない

Q23 あなたは、地域に、子どもと一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。

1 思う 2 思わない

Q24 あなたは、子どものことがわかっていると思いますか。

1 わかっている 2 だいたいわかっている 3 あまりわかっていない 4 わかっていない

Q25 あなたは、地域に、子どもが遊んだりスポーツをしたり自分が好きなことをする場所があると思いますか。

1 思う 2 思わない

Q26 あなたは、家の中で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。

1 聞いている 2 ときどき聞いている 3 あまり聞いていない 4 聞いてない

Q27 あなたは、普段家で子どもの話を聞きますか。

1 聞く 2 ときどき聞く 3 あまり聞かない 4 聞かない

Q28 あなたは、子どもには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分あると思いますか。

1 あると思う 2 ときどきあると思う 3 あまりないと思う 4 ないと思う

Q29 あなたは、家で自由な時間がありますか。

- 1 ある 2 ない

Q30 子どもにとってホッとできる場所はどこだと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 自分の部屋 2 家族といっしょに過ごす部屋 3 学校
4 クラブ活動の場所 5 友だちの家 6 祖父母の家
7 こども文化センター 8 わくわくプラザ 9 図書館、市民館
10 公園 11 コンビニエンスストア 12 仕事場
13 塾や習いごとの教室、スポーツクラブ 14 ゲームセンター、カラオケボックス、マンガ喫茶
15 その他(具体的に:)
16 特にない

Q31 あなたは、子どもが男女の違いで、悩んだりいやな思いをしていると思いますか。

- 1 そう思う 2 ときどきそう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

Q32 日常生活で、文化・国籍等のちがい、障害のあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。

- 1 そう思う 2 ときどきそう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

V 『あなたの思い』についておききします。(あてはまるもの1つに○)

Q33 あなたは、子どもは毎日が楽しいと感じていると思いますか。

- 1 そう思う 2 だいたいそう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

Q34 あなたは、自分が好きですか。

- 1 好き 2 だいたい好き 3 あまり好きではない 4 好きではない

Q35 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。

- 1 感じる 2 ときどき感じる 3 あまり感じない 4 感じない

Q36 あなたは、毎日が楽しいですか。

- 1 楽しい 2 だいたい楽しい 3 あまり楽しくない 4 楽しくない

Q37 次の子どもの権利のなかで、子どもにとって最も大切だと思うものは何ですか。

(あてはまるもの2つに○)

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| 1 安心して生きる権利 | (いのちが大切にされ、いじめられたりしないで、安心して生活できる) |
| 2 ありのままの自分である権利 | (他の人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる) |
| 3 自分を守り、守られる権利 | (心や体を傷つけられないように逃げ、助けてもらうために相談できる) |
| 4 自分を豊かにし、力づけられる権利 | (遊んだり学んだり活動したりすることができる) |
| 5 自分で決める権利 | (自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなに助けてもらえる) |
| 6 参加する権利 | (自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる) |
| 7 個別の必要に応じて支援を受ける権利 | (国の違いや障害など差別されず支えられる) |

さいごに

子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思いますか。何でも自由に書いて下さい。

おつかれさまでした。
ご協力ありがとう
ございました



2011 (平成23) 年2月

アンケートに協力していただく皆様へ

川崎市子どもの権利委員会委員長 野村 武司

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査について (依頼)

日ごろから、子どもの権利施策の推進につきまして御協力いただきありがとうございます。

本日お送りいたしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、川崎市と市の附属機関である「川崎市子どもの権利委員会」が市長からの諮問「子どもの権利条例の広報・啓発」と「子どもの権利に関する行動計画」についての調査・審議の基礎資料を得るために実施するものです。

川崎市子どもの権利委員会は「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて設置され、市長等の諮問に応じて、子どもに関する市の施策について子どもの権利保障の視点から調査・審議をしています。

調査は、子ども(2,400人)、おとな一般(1,000人)及び職員(約500人)にお願いしています。

調査票は各職場を通してお渡ししましたが、回答は同封の返信用封筒でご返送ください。

調査結果につきましては、報告書にまとめる予定ですが、御協力いただく方のお名前がわかったり、御迷惑をおかけしたりすることはございません。

年度末のお忙しい時期にお手数をおかけいたしますが、御協力いただきますようお願い申し上げます。

<参考>

調査票は次の施設の職員にお願いしています。なお、集計は職員一括とし、施設ごとの集計はいたしません。

①学校関係

- * 小学校(7区×2校)、* 中学校(7区×1校)、高等学校(5校)
- * 聾学校(1校)、養護学校(2校)
- * 私立学校等(4校)

②児童福祉施設

- * こども文化センター(7区×2館)
- * 保育園(7区×1園)
- * 児童相談所、児童養護施設等(8施設)
- * 各区役所こども支援室、保健福祉センター、地域子育て支援センター
- * 総合教育センター、川崎市子ども夢パーク

*各施設に一定人数分のアンケートをお願いしています。

事務局：川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

職員用

◆◆◆アンケートにご協力のお願い◆◆◆

- ◆ お送りしたご本人が答えてください。
- ◆ 質問に対して、あてはまるものに○(まる)をつけてください。
- ◆ 答えられる範囲でかまいません。
- ◆ 鉛筆かボールペンで書いてください。
- ◆ 返信用封筒には、切手をはる必要はありません。
- ◆ 2011(平成23)年3月8日までにポストに入れてください。

- この調査票は、川崎市にお住まいの方を、コンピューターが選んでいます。
- あなたが答えたことは他の人が知ることはありません。

【アンケートについてのお問合せ先】

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室子どもの権利担当

電 話 044-200-2344

ファックス 044-200-3914

「あなた自身のこと」についてお聞きします

F-1 あなたの所属をおしえてください。

- | | |
|--------|--------|
| 1 学校関係 | 2 施設関係 |
|--------|--------|

F-2 あなたの勤続年数をおしえてください。(2011年2月1日での勤続年数を書いてください)

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1 1年未満 | 2 1年以上5年未満 | 3 5年以上10年未満 |
| 4 10年以上20年未満 | 5 20年以上30年未満 | 6 30年以上 |

F-3 あなたの性別をおしえてください。(答えたくない場合は記入しなくてもかまいません)

- | | |
|-----|-----|
| 1 男 | 2 女 |
|-----|-----|

I 2000(平成12)年12月につくられた『川崎市子どもの権利条例』についてお聞きします。

Q1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | |
|---------|-----------------------|-------------|
| 1 知っている | 2 聞いたことがあるが内容はよくわからない | 3 知らない ⇒Q2へ |
|---------|-----------------------|-------------|

Q1-2 川崎市子どもの権利条例をどのような方法で知りましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|-------------|-------------------|----------|
| 1 職場での話 | 2 職場以外の講座や学習会、研修会 | 3 パンフレット |
| 4 川崎市ホームページ | 5 ポスター | 6 ちらし |
| 7 新聞、テレビなど | 8 その他(具体的に:) | |

Q1-3 条例のなかでどのようなことが印象に残りましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|--------------------------|-------------------|--------------|
| 1 子どもの権利について | 2 子どもの意見表明・参加について | 3 子どもの責任について |
| 4 体罰・虐待について | 5 いじめについて | 6 差別について |
| 7 困ったときや苦しいときに相談する場所について | 8 特にない | |

Q2 川崎市子どもの権利条例を知ってもらうには、どのような方法で知らせたら良いと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|-------------------|-------------------|----------------|
| 1 子どもの権利の授業 | 2 ポスター・ちらし・パンフレット | 3 インターネットなどで宣伝 |
| 4 新聞やテレビで宣伝 | 5 子どもの権利の講演会や勉強会 | |
| 6 その他アイデア(具体的に:) | | |

Q3 職場では川崎市子どもの権利条例パンフレットを取り扱っていますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|--------------------|-------------|---------------|
| 1 資料コーナー等に展示している | 2 配布している | 3 説明をして配布している |
| 4 権利教育・学習等活用している | 5 職場で回覧している | |
| 6 その他（具体的に： | | ） |
| 7 職場に届いているかどうか知らない | | |

Q4 川崎市のしくみで知っているものは何ですか。(知っているものすべてに○)

- | | | |
|----------------|------------------|-----------------|
| 1 かわさき子どもの権利の日 | 2 川崎市子ども会議 | 3 川崎市人権オンブズパーソン |
| 4 川崎市子どもの権利委員会 | 5 子どもの権利に関する行動計画 | 6 一つも知らない |

Ⅱ 『あなたやあなたの職場の子どもの生活』についておききします。(あてはまるもの1つに○)

Q5 あなたは、子どもが、おとな（親、保護者、先生など）から、たたかれたりなぐられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|----------|-------|
| 1 する | 2 ときどきする | 3 あまりしない | 4 しない |
|------|----------|----------|-------|

Q6 あなたは、子どもが、おとな（親、保護者、先生など）から、心を傷つけられる言葉をいわれたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|----------|-------|
| 1 する | 2 ときどきする | 3 あまりしない | 4 しない |
|------|----------|----------|-------|

Q7 あなたは、子どもが、おとな（親、保護者、先生など）から、性的にいやなことをされたりさせられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|----------|-------|
| 1 する | 2 ときどきする | 3 あまりしない | 4 しない |
|------|----------|----------|-------|

Q8 あなたは、子どものいじめに最近気づいたことがありますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q9 あなたは、子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいると思いますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q10 あなたは、職場で子どもをたたくことがありますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q11 あなたは、職場で子どもの心を傷つける言葉を使ったことがありますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q12 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Ⅲ 『相談するところ』についてお聞きします。

Q13 川崎市には次のような子どもの相談を受けてくれるところがありますが、知っているものは何ですか。(知っているものすべてに○)

- | | | |
|------------------------|-------------------|-----------------|
| 1 川崎市総合教育センター | 2 教育相談室 | 3 インターネット問題相談窓口 |
| 4 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員 | | 5 やまびこ相談 |
| 6 児童相談所 | 7 児童・青少年電話相談 | 8 いじめ相談ダイヤル |
| 9 川崎市児童虐待防止センター | 10 かわさき いのちの電話 | 11 区役所こども支援室 |
| 12 人権オンブズパーソン | 13 かわさきチャイルドライン | 14 子どもの人権110番 |
| 15 横浜地方法務局相談窓口 | 16 横浜弁護士会子どもの人権相談 | |
| 17 知っているものはない | | |

Q14 あなたは、子どものことで困ったり悩んだりしたとき、どこに？だれに？相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)

【どこに】

- | | | |
|---------------|-----------------|-------------------|
| 1 川崎市総合教育センター | 2 教育相談室 | 3 インターネット問題相談窓口 |
| 4 やまびこ相談 | 5 児童相談所 | 6 児童・青少年電話相談 |
| 7 いじめ相談ダイヤル | 8 川崎市児童虐待防止センター | 9 かわさき いのちの電話 |
| 10 区役所こども支援室 | 11 人権オンブズパーソン | 12 かわさきチャイルドライン |
| 13 子どもの人権110番 | 14 横浜地方法務局相談窓口 | 15 横浜弁護士会子どもの人権相談 |
| 16 その他（具体的に： | | ） |
| 17 どこにも相談しない | | |

【だれに】

- | | | |
|-------------------------|-------------|------------------|
| 1 管理職 | 2 自分の親、義理の親 | 3 兄弟姉妹 |
| 4 配偶者 | 5 友だち | 6 担任の先生 |
| 7 クラブ・部活動の先生 | 8 校長先生、教頭先生 | 9 ゆうゆう広場・相談学級の先生 |
| 10 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員 | | |
| 11 その他（具体的に： _____） | | |
| 12 だれにも相談しない | | |

Ⅳ 『あなたの周りのこと』についておききします。（あてはまるもの1つに○）

Q15 子どもは、学校の休み時間や放課後、好きなように過ごしていると思いますか。

- | | | | |
|--------|------------|-------------|--------|
| 1 そう思う | 2 だいたいそう思う | 3 あまりそう思わない | 4 思わない |
|--------|------------|-------------|--------|

Q16 あなたには、何でも話せる友達がいますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q17 あなたは、職場のある地域の行事や話し合い（例えば、町会行事など）に参加していますか。

- | | | | |
|----------|--------------|--------------|-----------|
| 1 参加している | 2 ときどき参加している | 3 あまり参加していない | 4 参加していない |
|----------|--------------|--------------|-----------|

Q18 あなたは、職場で子どもに関わること（運営方針、授業・保育内容、行事等）を決めるとき、子どもの思いや考えを取り入れていますか。

- | | | | |
|-----------|---------------|---------------|------------|
| 1 取り入れている | 2 ときどき取り入れている | 3 あまり取り入れていない | 4 取り入れていない |
|-----------|---------------|---------------|------------|

Q19 あなたは、地域に、子どもと一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q20 あなたの職場の子どもは、何でも話せる友だちがいますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q21 あなたは、子どものことをよくわかっていると思いますか。

- | | | | |
|-------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 1 わかっていると思う | 2 だいたいわかっていると思う | 3 あまりわかっていないと思う | 4 わかっていないと思う |
|-------------|-----------------|-----------------|--------------|

Q22 あなたは、地域に、子どもが遊んだりスポーツをしたり自分が好きなことをする場所があると思いますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q23 あなたは、子どもの話をよく聞いていますか。

- | | | | |
|---------|-------------|-------------|----------|
| 1 聞いている | 2 ときどき聞いている | 3 あまり聞いていない | 4 聞いていない |
|---------|-------------|-------------|----------|

Q24 子どもには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分にあると思いますか。

- | | | | |
|---------|-------------|------------|---------|
| 1 あると思う | 2 だいたいあると思う | 3 あまりないと思う | 4 ないと思う |
|---------|-------------|------------|---------|

Q25 あなたの職場では、男子と女子を同じように扱っていますか。

- | | |
|---------|----------|
| 1 扱っている | 2 扱っていない |
|---------|----------|

Q26 あなたの職場では、男子と女子が平等にスポーツやゲームをする機会がありますか。

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

Q27 あなたの職場では、子どもが自分の権利を学ぶ機会がありますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q28 あなたの職場では、文化・国籍等のちがい、障害のあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q29 あなたは、子どもへの懲戒権限の範囲を認識していますか。

- | | |
|----------|-----------|
| 1 認識している | 2 認識していない |
|----------|-----------|

V 『あなたの思い』についておききします。(あてはまるもの1つに○)

Q30 子どもは毎日が楽しいと感じていると思いますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q31 あなたは、自分が好きですか。

1 好き 2 だいたい好き 3 あまり好きでない 4 好きでない

Q32 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。

1 感じる 2 だいたい感じる 3 あまり感じない 4 感じない

Q33 あなたは、毎日が楽しいですか。

1 とても楽しい 2 だいたい楽しい 3 あまり楽しくない 4 楽しくない

Q34 次の子どもの権利のなかで、子どもにとって最も大切だと思うものは何ですか。

(あてはまるもの2つに○)

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| 1 安心して生きる権利 | いのちが大切にされ、いじめられたりしないで、安心して生活できる |
| 2 ありのままの自分である権利 | 他の人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる |
| 3 自分を守り、守られる権利 | 心や体を傷つけられないように逃げ、助けをもらうために相談できる |
| 4 自分を豊かにし、力づけられる権利 | 遊んだり学んだり活動したりすることができる |
| 5 自分で決める権利 | 自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなに助けをもらえる |
| 6 参加する権利 | 自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる |
| 7 個別の必要に応じて支援を受ける権利 | 国の違いや障害などで差別されず支えられる |

さいごに

子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思いますか。何でも自由に書いて下さい。
